

A-① これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの 76件（40項目）

分野	通番	提案主体	提案事項	概要
土地利用 (農地除く)	1	函館市	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲 (都市計画法)	都市計画道路のうち、一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る都市計画の変更権限を市町村へ移譲する。
	2	横浜市、 二本松市	都市計画の軽易な変更の見直し (都市計画法)	市町村が決定する都市計画の変更において、都市計画の決定手続が準用されない「軽易な変更」として取り扱うことができる項目を追加する。
	3	川崎市	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大 (都市計画法)	開発行為における公園の設置等について、全国一律的な基準となっていることから、開発許可基準の技術的細目について条例委任等を行う。
	4	埼玉県	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和 (都市公園法)	都市公園の駐車場の上部空間を活用して太陽光発電施設を置く際、既設の建築物を増築して設置する場合等であっても、設置可能とする。
	5	北上市	都市公園の占用期間の条例委任 (都市公園法)	政令で定められた、都市公園に係る占用期間について条例で設定することができるようにする。

医療・福祉	6	滋賀県	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施要綱)	保育士修学資金貸付事業の貸付け対象として、県内居住者又は県内就労者のほかに、県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生を加える。
	7	埼玉県	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和(児童福祉法)	社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合、1年間の土地・建物賃借料に相当する額に加えて1,000万円の資金を有することとされている審査要件を緩和する。
	8	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止 (就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間(5年を超えない範囲)を廃止する。
	9	中国地方知事会	保育料の軽減制度に係る兄弟姉妹の同時入所要件の廃止 (保育所運営費国庫負担金交付要綱)	現在、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化する保育料軽減制度について、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃する。
	10	京都府、大阪府、鳥取県、徳島県、相模原市、神戸市、中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の見直し (放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱)	① 現在、1クラブ当たりとされている障がい児受入加算の基準について、1人当たりに見直す。 ② 現在、開所時間が1日6時間超とされている長時間開設加算の基準について、1日5時間超に見直す。 ③ 現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。

医療・福祉	1 1	山梨県、 特別区長会	産後ケア事業に対する補助条件 の見直し (母子保健医療対策等総合支援 事業実施要綱)	<p>① 市町村が実施主体とされた、「産後ケア事業」について、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、実施主体を都道府県に拡大する。</p> <p>② 「母子保健相談支援事業（母子保健コーディネーターの配置）」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の全てを実施することが補助条件とされている「妊娠・出産包括支援モデル事業」の当該条件を見直し、「産後ケア事業」の実施のみで補助対象とする。</p>
	1 2	長崎県、千葉県、 萩市	介護保険事業に係る規制緩和 (介護保険法、老人福祉法)	<p>① ユニット型施設と多床型施設を併設した特別養護老人ホームについて、それぞれ別施設として認可・指定が必要とされたが、併設型の施設基準を改めて位置付け、同一施設として認可・指定を行うこととする。</p> <p>② 地域支援事業の認知症施策に携わる「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の対象として、地方が独自に養成している者を認める。</p> <p>③ 都道府県が、介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所を指定・許可する場合、市町村長との事前協議制を整備する。</p>
	1 3	大阪府、 さいたま市、 堺市	介護認定審査会委員の任期の条 例委任（介護保険法）	<p>政令で定められた、介護認定審査会委員の任期を条例委任する。</p> <p>(参考) 第3次一括法により、地方社会福祉審議会等委員の資格、定数、任期等について条例委任済み</p>

医療・福祉	14	福井県、長野県、京都府、兵庫県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（麻薬及び向精神薬取締法）	<ul style="list-style-type: none"> ① 麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲する。 ② 在庫量の不足のため調剤することができない場合に限るとされた譲渡許可条件を緩和する。 ③ 最長1年とされている、譲渡許可の有効期間を延長する。 ④ 最長2年とされている、麻薬取扱者免許の有効期間を延長する。 ⑤ 麻薬を廃棄する際の行政職員の立会いを廃止する。
	15	熊本県、九州地方知事会	社会医療法人の認定要件緩和（医療法）	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とする。 ② 都道府県が社会医療法人を認定する際、複数の県に医療施設を設置している医療法人については、各県において救急医療確保等事業を実施することが要件とされているが、医療施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合には、各県で事業を実施していなくても、要件を満たすこととする。
教育・文化	16	新潟市、京都市	指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止（学校教育法）	<p>指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃止する。</p> <p>（参考）指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止予定</p>

教育・文化	17	京都府、兵庫県	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	市立高校の就学支援金の認定申請審査や支給決定業務を都道府県から指定都市・中核市へ移譲する。
環境・衛生	18	埼玉県	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	有害鳥獣の捕獲許可、鳥獣飼養の登録、販売禁止鳥獣の販売許可等の権限を都道府県から市町村へ移譲する。
	19	徳島県、兵庫県、長崎県	鳥獣狩猟免許の有効期間の延長 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	一律3年とされている狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定(延長)できるよう見直す。
	20	三豊市	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	一般廃棄物収集運搬業の許可期間について、優良な事業者に対しては、原則2年間で4年間でできるよう見直す。
	21	愛媛県	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)、現在、全ての都道府県において許可が必要とされているが、主たる事務所を所管する都道府県の許可のみで足りることとする。
産業振興	22	山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、九州地方知事会	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県へ移譲する。

産業振興	23	神奈川県、九州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	再生可能エネルギー発電の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。
	24	埼玉県	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し (高圧ガス保安法等)	水素ステーションの設置を促進できるよう、都道府県知事の許可基準を緩和する。
	25	神奈川県	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲 (中小企業等協同組合法)	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限を地方農政局から都道府県へ移譲する。 (参考) 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲予定
消防・防災・安全	26	京都市、九州地方知事会	災害応急住宅に係る規制緩和 (災害救助法、建築基準法)	最長2年とされている応急仮設住宅の入居期間について、被災地域の実情に応じて延長することができるよう、弾力化する。
土木・建築	27	愛知県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止 (河川法)	① 二級河川について都道府県が行う河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る国の同意協議を廃止する。 ② 一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意協議を廃止する。

土木・建築	28	茨城県	指定区間内一級河川の河川現況台帳調製権限の都道府県への移譲（河川法）	指定区間内（都道府県管理）の一級河川に係る河川現況台帳を調製する事務・権限を国から都道府県へ移譲する。
	29	岐阜県	電気自動車の充電インフラ整備に係る道路占用許可基準の緩和（道路法）	道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準（無余地性の原則※）を緩和する。 （※）道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる（道路法第33条）。
	30	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、豊田市、松山市	公営住宅に係る規制緩和（公営住宅法）	① 公営住宅の明渡しを請求することができる入居者の高額収入の基準を、条例に委任する。 ② 公営住宅の入居収入基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準について、「非婚の母」及び「非婚の父」についても寡婦（夫）控除規定が適用されるよう、対象を見直す。 ③ 公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等（現在はグループホーム事業等に限定）について、小規模多機能型居宅介護事業等の事業に拡大する。 （参考）第1次一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例委任
	31	全国市長会	備蓄（防災）倉庫に係る建築確認等の規制緩和（建築基準法）	備蓄（防災）倉庫を設置する際の、建築確認手続を不要とするなど規制緩和を行うとともに、用途地域における制限緩和を行う。

土木・建築	32	神奈川県	複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲 (建設業法、宅地建物取引業法)	建設業許可及び宅地建物取引業免許の事務のうち、事務所・営業所が複数都道府県にまたがる業者に係る国土交通大臣の事務・権限を都道府県等に移譲する。 (参考) 2以上の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等については、第4次一括法により都道府県に移譲予定
	33	京都府、徳島県	市町村営ほ場整備の換地計画に係る都道府県認可の廃止 (土地改良法)	市町村営ほ場整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の都道府県の認可を廃止し、事後報告とする。
運輸・交通	34	京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、神戸市、広島市、山武市	地域バス路線に係る補助要件の緩和 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱)	中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、補助対象路線の1日当たり輸送量(現行は一律に15人以上)等の要件緩和を行う。
	35	鳥取県、徳島県	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	地域限定通訳案内士となるための要件について、現在は法律で定められているが、都道府県の条例で定められるようにするなどの規制緩和を行う。
その他	36	佐賀県	C I Q業務権限の都道府県への移譲 (出入国管理及び難民認定法等)	地方管理空港における国際ビジネス機受入について、出入国の際に必要なC I Q業務を、国から希望する都道府県に移譲する。
	37	金沢市	N P O法人の認証等権限の中核市への移譲 (特定非営利活動促進法)	第2次一括法により指定都市まで移譲されている、N P O法人の認証等の権限を中核市まで移譲する。

そ の 他	38	長崎県	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長 (特定非営利活動促進法)	仮認定申請は、法人設立の日から5年まで可能であるが、平成26年度までは経過措置が設けられ、設立から5年を超える法人も仮認定申請が可能となっている。経過措置終了後も、設立から5年を超えても仮認定申請が可能となるよう見直す。
	39	九州地方知事会	マイナンバー利用事務の拡大 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	現在、マイナンバーの活用対象とされていない、社会保障等に関する法律等に基づく事務に活用対象を拡大する。 (例)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に係る事務等
	40	東京都	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲 (消費者安全法)	消費者安全法に基づく勧告・命令の並行権限を都道府県に付与する。また、都道府県が実施できる報告徴収対象区域を拡大する。

B-① これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの 76件（18項目）

分野	通番	提案主体	提案事項	概要
土地利用 (農地除く)	4 1	磐田市、 東広島市、 中津市	開発行為の許可権限の希望する市への移譲（都市計画法）	現在、特例市まで移譲されている、開発行為の許可権限を希望する市へ移譲するとともに、市において開発審査会を設置することができるようにする。
	4 2	酒々井町、 全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（都市計画法）	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意（市は協議）を廃止し、協議のみとする（市と同様の制度とする。）。
	4 3	芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾力化（都市公園法）	都市の集約化や人口減少などの課題に対応するため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止ができるようにする。
	4 4	青森県、群馬県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、 徳島県	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（森林法）	国が行う保安林の指定、解除に係る権限について、都道府県へ移譲する。
	4 5	宮城県、京都府、 大阪府、兵庫県、 和歌山県、 鳥取県、広島県、 徳島県、 中国地方知事会	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（森林法）	都道府県が行う保安林の指定、解除に係る国への同意協議を廃止する。

土 地 利 用 (農地除く)	4 6	愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る 国の同意協議の廃止（森林法）	都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意 協議を廃止する。
医 療 ・ 福 祉	4 7	埼玉県、東京都、 神奈川県、 京都府、兵庫県、 大阪府、 和歌山県、 鳥取県、広島県、 徳島県、 鹿児島県、 長岡市、瑞穂市、 安城市、萩市、 中国地方知事会 九州地方知事会	保育所等の児童福祉施設に係る 「従うべき基準」の見直し (児童福祉法)	保育所等の児童福祉施設に係る居室面積等の「従う べき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量 の余地を広げる見直しを行う。 (参考) 待機児童の多い大都市部の地域について、保育所 の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、平成 26 年度末まで
	4 8	埼玉県	認可外保育施設に係る市町村へ の権限移譲（児童福祉法）	現在、中核市まで移譲されている、認可外保育施設 の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告 等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
	4 9	京都府、兵庫県、 徳島県	臨床研修病院の指定、研修医受入 定員調整権限の都道府県への移 譲（医師法）	国の臨床研修病院の指定権限を都道府県に移譲し、 研修医受入定員の調整について、都道府県が実情に 応じて設定することができるようにする。

教育・文化	50	大阪府、 和歌山市、 松山市、大分市、 中核市市長会、 全国特例市市長会 特別区長会	県費負担教職員の人事権等の中 核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営 に関する法律等)	県費負担教職員の人事権、給与負担等を中核市、特 例市、特別区、一般市へ移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲予定
環境・衛生	51	福島県、愛知県、 大阪府、 和歌山県、 鳥取県、広島県、 中国地方知事会	水道事業等の認可等の権限の国 から都道府県への移譲(水道法)	水道事業(給水人口5万人超であって水利調整を要 するもの)及び水道用水供給事業(1日最大給水量 が2万5千立方メートルを超えるもの)の認可・指 導監督権限を国から都道府県へ移譲する。 (参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水 人口250万人以下の水道事業及び最大給水量が125万立 方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権 限を道に移譲済み
	52	埼玉県、長崎県	浄化槽設置届出権限の市等への 移譲(浄化槽法)	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の 指導権限等を都道府県から市町村に移譲する。ま た、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村に またがる場合、現在、都道府県及び保健所設置市双 方において浄化槽保守点検業登録が必要とされて いるが、どちらか一方で足りることとする。
	53	九州地方知事会	旅館業等の許可等に係る暴力団 排除のための不許可事由の見直 し(旅館業法、採石法、砂利採取 法)	都道府県が行う旅館業、採石業、砂利採取業の許可 等に際し、暴力団であることを理由に拒否するこ とが可能となるように不許可事由を見直す。 (参考) 建設業の許可及び宅地建物取引業の免許に係る暴 力団排除については、本年6月に改正法成立

産業振興	54	埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、中国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（中小企業地域産業資源活用促進法）	中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
産業振興	55	神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、中国地方知事会九州地方知事会	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（企業立地促進法）	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す（一部事項の事後報告化等）。
	56	広島県、聖籠町、中国地方知事会	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲（工場立地法）	第2次一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。
	57	愛媛県	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（工場立地法）	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除外の対象を拡大する。
土木・建築	58	愛媛県	公営住宅建替事業の施行要件の緩和（公営住宅法）	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、施行要件である敷地規模要件（市街地0.1ha以上）及び戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。